

基老連 ニュース #94号

基老連の目的

介護防止のために、老人団体同好者の誰もが「基老連」といふことが出来よう。機会と場所を確保するためには相談会し、団体を通じて親睦を図り、更には、より良き福祉社会の建設に貢献することを意願とする。

発行日	平成9年11月12日
発行所	八王子の基老連(5老人連合)
〒	193 八王子市初沢町1434-46
TEL	(0426) 66-3754
発行人	熊崎正一

基老連臨時総会開催に関する件

日 時 平成9年11月29日午後1時
 場 所 織川市民センター(新良町1652-1, 電66-4700)
 参加者 基老連会長、副会長、常任理事、理事
 講 席

#1号議案 第9回技術防止のための基老連大会開催の件

開催日	主 催	会 場	作 施	費 用
10年2月22日	織川基老連会	総合福祉センター	東織川町551-1	67,133
3月22日	元八 "	元八市民センター	上高野町747-1	57,396
4月12日	中野 "	中野町	2726-1	29,622
5月10日	大和田 "	大和田町	5-9-1	45,000
5月24日	田井 "	片倉町	302-1	25,000
6月14日	田木 "	田木町	640	76,223
6月28日	北野 "	北野町	543-3	43,044
7月12日	長井 "	市の檍小平野町	15-15	61,122
8月23日	基老連 "	総合福祉センター	東織川町551-1	67,133

※二参加者は八王子全市の団体基老連(10級以上7級まで)

有料者(非会員の方は、往復1ヶ替ひ)は接待を本年度より中止致します。

#2号議案 第9回団体対抗戦開催の件

開催日	対 戦	対 戦	対 戦	対 戦
10年2月15日	元八	織川	大和田	中野
3月15日	織川	大和田	田井	元八
4月19日	田木	織川	元八	大和田
5月17日	北野	織川	駒込	元八
6月21日	織川	中野	元八	北野
7月19日	田井	織川	元八	中野
8月16日	織川	長井	田木	元八

注:左側が主催チーム

(1)

第3号議案 第9回基走連団体大会開催の件

開催日	主 催	会 場	住 所	費 額
10月8日(土)	基走連	総合福祉センター	東浅川町551-1	67,1331

注: 参加者100名会員のみ

第4号議案 第5回タイトル争奪戦開催の件

開催日	主 催	会 場	住 所	費 額
11月30日(土)	基走連	総合福祉センター	東浅川町551-1	67,1331

注: 参加者は地区タイトル保持者のみ
タイトルは、八王子名人(日本棋院杯), 八王子王座(NTT杯), 人生天狗(基走連杯)

第5号議案 技術顧問(指導員)選任の件

氏 名	生 年	住 所	費 額	備 考
徳永 結七郎	大正12年	子安町 2-20-18	45,7687	顧問会長
荒井 良夫	昭和23年	小比企町 1053-28	35,5182	" 常連
東 喜代美	" 3 "	川口町 1540-70	54,2653	
永井 浩二	" 9 "	元八王子町 3-2153-222	65,1386	
山岸 永知	" 14 "	芦澤木町 1006-2	42,9170	
名取 豊彦	" 16 "	元八王子町 3-2150-150	66,0520	
長崎 伸三	" 16 "	船戸町 3-8-102	64,8329	
川中 章	" 17 "	南大沢 3-2-3-501	76,0275	

第6号議案 特別仕務の担当者選任の件

担当業務	氏 名	役職	担当業務	氏 名	役職
三浦 弘	相談役	相談役	山本 德美	副会長	
表彰担当	鈴木 民平	副会長	"	松田 亮治	"
顧問会長	徳永 結七郎	"	"	山下 利文	"
所長部長	永井 浩二	"	"	信江 雄	"
総合顧問	佐藤 宗次	"	"	吉成 遼	"
経理担当	八木 義光	"	"	川上 謙宏	"
総務担当	坂本 誠	"	"	東田 駿次	"
新規会員組織	小西 錠	"	総務部幹事	安藤 久雄	専任理事
事業開拓	高橋 実	"	総務部幹事	佐藤 要吉	"
"	奥山 和葉	"			

第7号議案 平成10年1月現在の会員名簿作成の件

各同好会では、新規会員を募集し、来年1月20日現在の会員名簿を作成して預り、12月22日(必着)に基走連に到達するよう順序配属いたします。

以上

(2)

八王子市長
波多野重雄殿

平成9年11月12日

八王子市議会議員
会長 熊崎正一

老人会に団体訪問致し要請不承認の陳情書

直題の件に關し、平成元年11月12日に八王子市議会議員老人連合（以下「老人連合」と称す）を設立以来、市役所又は老連に対し、陳情文要請の名目で色々と御願い申し上げて参りましたが、未だに良い結果を齎されておりません。

微力の致す所と尋ね気休め年（84才）のせいもあってか氣力が衰れ入院中でした。昨年の11月30日の臨時議会で「会員らしくない、老人まで御大費微行へ立ち」との御叱責又御手擧を頂き、心を新たにして最後の御奉公のつもりで、奮戦に駆け打って取り組むと決心致しましたが失敗です。

陳情書に關し、絶縁的に申し上げまつて「老人会に団体訪問致して頂くが、団体訪問だけの老人会の設立を許可して頂くか」の何れの実現を図るために千葉のほか理由を申しあげ、努力を盡す所存でありますので、是非来て御見聽を賜りたいと懇願申し上げる次第です。

記

1. 老人連の現状

(1) 目的

ボケ防止のために、老人団体同好者の誰もが“暮を築いて”これが出来たら、機会と場所を確保するために相協力し、団体を通じて親睦を図り、更には、より良き福祉社会の建設上貢献する事を目的とする。

(2) 構成団体

市民センター所在地の12ヶ所に、60才以上の有効者だけの地区団体同好会を開設しております。

(3) 会員

平成9年1月現在 346名、(別途添付A1号)八王子市の団体同好者名簿を御参照下さい。

(4) 会員 月額 200円

(5) 事業

1、団体例会を毎月、日曜日（X.2.3.4）に実施しております。

2、各町団体同好会により団体対抗戦（カツバ争奪戦）をチーム6人（初級～6歳）編成で毎月才3日曜日に実施しております、年には8回目となります。

八、ボケ防止のための啓発団体大会

八王子市在住の団体同好者不論でも参加出来るところとなり、8地区の予選大会と八王子決勝大会を行い、本年は7回目となりますが、参加

27

者は有効者432名、級位者151名合計584名でござる。

三、タイトル戦

各地区同好会では、地区名人、地区王座、地区天狗を、前期後期に分けて決定し、八王子名人杯(日本棋院杯)、八王子王座杯(NTT杯)、八王子天狗杯(森永連杯)の争奪戦に参加しております。

本年は5回目であります。

木、碁堀連盟大会

会員だけの大会で、A(4段以上)、B(3段・2段)、C(初段・準初段)の373人到着競技を行つ。

本年木内回目となりますが、参加者は、A64名、B53名、C50名、合計167名

ハ、研修会の実施

(1) 碁堀連研修会

碁堀連は有効者だけの会であり、級位の方々より「碁堀連の設立当初に計画された争奪戦会(級位者のみ)の開催を強く希望されておりましたが、級位者関係は極めて忙う御座不能の状態で、現状保持している級位者名簿も300名程度で到底同好会を作ら体制が整備されておりません。

取扱いながら、平成3年9月「碁堀連研修会」を下記要領で実施いた。

(1) 会場 横浜市役所セミナー

(2) 期間 10月～翌年3月、4月～9月の年2回

(3) 日時 毎月土曜日(第2,3,4)午後1時～5時

(4) 会員 有効者40名、級位者40名合計80名の定員制

(5) 会費 月額 200円

(6) 実施要領

a、毎回指導員により技術指導を行つ。

b、対局不所選の駒易素を使用し、最強手のオジエ勝手での成績を算出し、成績優秀者は、研修会昇殿規定により昇段可。

c、最強手のオジエ勝手による模擬戦を行つ。

会員木、12回目でござる。

(2) 前大保研修会

平成3年9月前大保研修会セミナー開催されましたので、研修会終了後解散し、別次第で得て、12月7日前大保研修会(級位者36名、定員制)を終了致しました。

運営方針は碁堀連研修会と全く同じです。

2、老人福祉会(被替客別益林村方2号)

(1) 磁子的理論

方2条 老人は、多年にわたり社会の進歩に寄与して貢献者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で充実した生活を保障されるものとする。

(4)

3.

(2) 老人福祉の増進のための事業

- 13条(1) 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自動的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するよう努めなければならない。
- 13条(2) 地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行つ者に対して、適当な援助を行ふように努めなければならない。
3. 老人福祉法○13条(2)に概当する事業を行つ者と自認し、社会福祉団体として御指定を願ひたいとの趣旨の元に、平成元年12月5日付で、福祉部長兼木暮和勝宛て陳情書（別途添付○3号）を提出致しましたが、運営され未だに御返事は復いておりません。

4. 平成2年初頭、「老人会による基部開設の件」に関する八戸連の高野会長、宮島文化部長さんへ御理解を願ひ、「八戸連の三役会において、改変に説明して欲しい」との御厚意がありました。

当日出席し、御説明にておりましたが、最後に開基部開設に関する「八戸連より御指 示にて復をたい」と申し上げた所、突然、会計理事の方より「八戸連が指導方向とは出来ない、老人会より開設申請があつた場合も参考しよう」との御發言があり、会長や文化部長も黙つておられるので、これ以上難しても無駄と悟り即刻切り上げました。

即ち、「八戸連老人クラブ運営基準」で開基は娛樂に属し、支拂はいよいよというより算のようですが。

5. 老人クラブ運営基準について

- (1) 昭和58年3月1日発表の「平成年老人クラブ運営基準（併補助金認定基準）（抜粋、別途添付○4号）

運営基準の「老人クラブ活動内容例の老人教養講座の趣味欄」に「開基に入つていらい」。

補助金認定基準のア項、セ丁に書きに「单なる親睦的、娛樂的経費にハイには対象経費のうち除くものとある」とあり、娛樂に属する開基の費用支出は禁止と云ふことと理解しております。

即ち、教養講座の趣味欄に開基が入つていらいと云う事は、老人福祉法○13条(1)の教養講座又は開基が概当しないと云う事であり、補助する必要なしと云ふことです。

尚、この通り規定があつては、老人会と開基部を作ること等不可能と云ふ事が不得手せん。

従つて、八戸連では、開基部のある老人会は殆どないに近い状態です。

- (2) 平成3年3月1日発表の「平成年老人クラブ運営基準（抜粋、別途添付○5号）」では「老人クラブ活動内容例の生きがいを高めための活動の趣味欄に開基、将棋が新規に追加されました」。

(5)

4.

補助承認の6項目に書道に「草から彌髪的、娛樂的経営については対象経営から除外したものとする」との条項が削除された。

(3) 老人会に団体部開設の件について

前記(2)で運営基準が変更されましたか、今日までの1ヶ月間に団体部か開設された老人会は幾つありますか。

其の間、会員達が直接老人会に団体部開設を申請した所「多算がない、費用が一杯」等の理由で落選的反対応が「頑張りなかつたようですね。

そもそも老人クラブ”と云ふ、老人福祉法第22条の根本的理念と明らかに相反しております。

長い間お手本く、後所は企業等で40年近く勤めた功労者達”であり、是年退職後の身のため生活を保障する”とあります。

このように退職者で勤務男性の趣味は何かと云えれば、「団巻・将棋、マージャン、ゴルフ」等これが、現在60歳前後の夫達の環境から推測しますと「団巻が”80%近くを占めているのではないか”と想う。

それにも拘らず、金光連、都光連、八光連等では、団巻は娛樂だと断定し、全国的に老人会に団体部の開設をむづかしくしている。

団巻部がなくては団巻爱好者は老人会に参加する事が出来ない。

結論的に云へば、地方自治体は、団巻爱好者の老人会への参加を意識的に拒んで”いると云われても弁解の余地がない。

このことは、老人福祉法上違背しておらず問題を包含している。

以上、色々と申し上げて参りましたが、集約的状結果が出ておりま。

金光連の平成18年3月31日現在「都道府県・指定都市老人クラブ数・会員加入率」(別途添付オ6号)によリテラント、全国会計の加入率は34.2%、東京都加入率は85%で、依然加入率順位の4位と底でござる。

このよう反状況に鑑み、平成19年2月7日付で八光連会長彼多野重雄殿に「地区老人会に団体部開設の申請等を即刻止める陳情の件」(別途添付オ7号)を提出し、即刻然と頂くと同時に各地区同好会が一齊に老人会に団体部開設を申請する手筈を整えておられましたが、残念ながら即返事が頂けませんでした。

更に、2月12日付で、八光連会長雅葉嵯峨雄株連に「老人会に団体部開設の陳情に關する依頼の件」(別途添付オ8号)にて市長さん宛の陳情書連絡添付にて即頬い申上げました所、穿通即返事を頂きました。

所要の老人会を通じて申請して下さい。と云うことでござる。

6. 団巻ヒ園方か格付けについて

团巻は、趣味の娛樂か、芸術文化か、この分類は何んもつかない。

(1) 生涯学習関係

1. 動植物(1996都民ガイドブック)(別途添付オ9号)

大分類 芸術・文化

中分類 ゲーム 小分類 団巻

(6)

5,

口、八王子市（サークル・団体分類表）（別途添付オ10号）

大分類 娯楽

中分類 ゲーム 小分類 団体

八、立川市（団体分類別）（別途添付オ11号）

部門 娯楽

分類 団体

二、新宿区（社会教育会館利用団体名簿）（別途添付オ12号）

スポーツ、レクリエーション、ゲーム

ゲームコレクション

団体

(2) 日本棋院

1、昭和40年当時団体在海外に普及するため財界、政府、文部省等で団体の格付けについて「藝術性暨の点団体は、日本の伝統的文化」と宣言された。

爾来、日本棋院の積極的な普及活動により世界各国に団体アシジンが進展し、今年オ19回アカデミア団体世界選手权大会が開催された。

2、今年6月「日本が育むた世界のスポーツ」団体、オリンピックの正義競技上位(?)（別途添付オ13号）運動を推進するため、世紀人会代表の渡辺文夫、吉田一郎、寺澤野蔵の各氏が「ハーバード」にて500人規模の発起人会を設立する予定と決っている。

(3) 日本棋院事業分類（抜粋、別途添付オ14号）

大分類 L サービス業

中分類 76 娯楽業

小分類 768 遊戯業

7682 団体・将棋部

団体、将棋部が主に行うための施設を提供する事業所をいう。

団体会所、団体セカンド、将棋会所、将棋セカンド

中分類 94 政治、経済、文化団体

小分類 949 他に分類されない非営利団体

949P //

団体運営、将棋運営

本分類では、団体会所は施設を提供する事業所と被定されており、昔ながらの湯屋や遊郭等の遊戯場所、現在のバケンコ店、各種の遊戯場所と同様施設に区分類される。いわゆる

団体の「次々本質を理解していない先生が定めたのでない」とある。

(7)

6.

基会所とは、昔は指南所であり、現在は教會と云われており、元プロ根
エのアマリニアの高級者が経営しているのが通説であり、会員制で、指導者
を招聘しており、初心者講座を開いたり等遊び場気分など"徹底せんく"
ところ東京体教館と云つておが"ピッタリちうの"ではないでしょうか。

従つて、基会所が主体となっている。娛樂、遊戯の分類は新上が開設して
から本格的で"即刻改正へ及ぼす様です。

尚、本件に因ては、早急に統部に意見に陳情書を提出する予定です。

即ち、現在統計としての日本連盟事業分類は"唯一の指針"と云つており、
課題の分類が団体的方に悪い影響を及ぼしている状態を見直すことが必
要なうえであります。

(4)、改訂文企案及び高校や大学等の団委部について

高校や大学は既に別団委連盟、大学団委連盟が組織化しておりますが、次は全国
大會を実施している。

東京都下の自治体は、毎年団委大会を開催しており、企業関係では、業種別
の大會が盛んと開催されている。以上のうちに、学生や勤め人は所長先
で団委部を組織し、暮を兼ねしながら、所長監督努力を重ねているのである。

これらの団委部関係も国家的統計に登録をされただと存じます。

7. 総括

市長さんは、多趣味の方と深づかりますが、団委だけは嗜好がないと伺いました
ので、団委に因る情報最大限に御報告し、不祥の件に因し、市長さん度次の
御判断による即時花区開設して下さいとの

(1)、老人に対する手当金財産に何となく疑問を感じております。

1、平成3年3月1日改訂の八王子老人クラブ運営基準で、「団委の娛樂被
用」五取締にて、「趣味欄に団委」を挿入して便さ(生か)、生涯学習
係では、前記のように「団委は相談らるる娛樂扱い」と云つてあります。
どちらが正しいで"あります。

又、生涯学習の娛樂扱いを、棋道(団委・将棋)、茶道、草道等、
と共に伝統的文化として御選択願へ未せんと"しようが。

2、八王子市老人クラブ運営基準の内巻に「老人クラブは自主的な団体として
あること、わざわざ漸り書き付けており、何のためか判りませんが、自主的な
団体により組織された八老連に不関与しないと云うことの意味のあとに
理解しております。

そのことは、本年1月の八老連会長推薦議案議決の年頭の二"検査(別
途添付)(5号)"に端的に表れていたように見受けられますが"如何で"しようが。

(2)、老人会に団委部開設を御指導して頂けるのでしょうか。又は、单独で"団委
老人会の被るる團委として受けた"で"しようか。

公務御多忙中に、勝手に申上せり申上せり、誠に申し訳ない次第と存じておりますが、
御検討下さいまして格別の御配慮を賜りたく御願い申し上げております。

(8)

以上

文部省統計局長
伊藤勲彦殿

平成9年11月12日

八王子の碁と象棋老人連合
会長 熊崎正一

日本標準産業分類の団碁に関する記述の変更に関する陳情件

旨題の団碁の記述は、

大分類	レ	サービス業
中分類	76	娯楽業
小分類	768	遊戯業
	7682	団碁、将棋所

団碁、将棋などを行うための施設を提供する事業所をいふ。

碁会所、団碁センター・将棋集会所、将棋センター

何を基準としてこのように処理をされたのか判りませんが、昔ながらの湯屋や駄菓子等の盛り場か、現代のパブコ店や各種の遊戯場等と同じ遊び場などの認識で分類されたものと理解しております。

これま、団碁の歴史や本質を理解していない先生方が始めたので"おかしい"でしょうか。

即ち、昔の兵法者が碁の作戦を活用したとか、戦前の軍部が用兵作戦に碁の作戦を取り入れたとか、有名な話として伝つてゐるが、身の当時お戯戯者の間では、"団碁は藝術だ"との評価を得ていたように聽いて分かります。

このように括付けられている団碁をトランプやスージマン等と同じ娯楽マニアと混同している方の誤解の根元は、日本標準産業分類が指針となつてゐるようになつております。

そもそも碁会所とは、昔は指揮所であり、現在は教室と云ひれてゐる。元プロ棋士がアスケニアの高級者を経営しているのが通常であり、会員制で、指導者を招聘したり、初心者講座を開いたり、技術向上のために懸命な努力をしており、遊び場気分など徹底もなく、東洋の教室と云つた方がピッタリです。

従つて、碁会所が主体となつてゐる娯楽、遊戯業の分類は、計上が間違いなつてゐるのです、即刻修正して頂くべきだと存じます。

即ち、誤つた分類が、國の方針に悪い影響を及ぼしてゐる状態を見遁すことが出来ないからです。

(9)

次回に、改正案について議題でござるが、希望条項を申請する旨を頂戴いたす。

1. 従前企業及び高校や大学等の団体について

高校や大学は既に高校団体連盟、大学団体連盟が組織されており、共に全国大会が実施されている。

東京都下の自治体は、毎年団体大会を開催しており、企業団体では、業種別の団体大会が盛んに開催されている。

以上のように、学生や勤め人によつて団体を結成し、競争意識などをもつて、研鑽努力を重ねておられるのである。

これらの団体連盟は、全国では、最大な規模になり、国家的統計には、組織化登録されるべからず確信しております。

2. 分類の変更案

1. 新規に大分類を設定する。

大分類 藝術・文化業

中分類 (1) 伝統藝術・文化团体 (歴史、伝承者、普及関係)

(2) 新しい藝術・文化团体

小分類 棋道(囲碁、将棋)、茶道、華道、書道、絵画、彫刻、

版画、美術工芸、陶芸、手芸、音楽、舞踊、其他

(細分類) 囲碁 日本国棋院、棋会所、囲碁研究所、囲碁友好協会

大学団体連盟、高校団体連盟

行政機関、企業等の団体部

2. 現大分類(サービス業)より抹消する。

中分類 76 娯楽業

小分類 768 遊戯業

(細分類) 7682 囲碁

以上に因し、御見中恐縮と存じますが、御検討下さいましてよろしく御導
師賜りおまかせ願ひ申し上げます。

以上

追記 平成9年11月12日付、八王子市長 旗野重雄殿宛陳情書字
該封提出申上げますので御参考下さい。

(10)